

d

避難実施計画 (東通村上田代・下田代地区)				
				東通村長 月 日 時 分現在
<b>1 避難指示の内容</b>				
東通村の上田代・下田代地区の住民は、指示に従って避難すること。				
<b>2 原子力緊急事態の概要</b>				
緊急事態該当事象発生日時	令和 年 月 日 : (頃)			
発生場所	東北電力(株)東通原子力発電所1号機			
被害状況	現在のところなし			
放射線等の状況	周辺環境への放射性物質の放出なし			
放射性物質の拡散予測				
気象状況(現在)	天候 :	気温 :	風向 :	風速 :
気象状況(避難時)	天候 :	気温 :	風向 :	風速 :
その他特記事項				
<b>3 避難の概要</b>				
避難対象地域	東通村上田代・下田代地区			
避難先市町村	青森市			
避難方法	自家用車及びバス			
避難開始予定日時				
避難完了予定日時				
その他留意事項等				
<b>4 関係機関の状況</b>				
措置の状況	警察			
	消防			
	その他			
公共交通機関				
<b>5 避難者数(単位:人)</b>				
※避難行動要支援者数の目安:平成27年要介護3~5、身体障害者1・2級、療養手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の単身世帯、難病患者、自治体が支援を決めた方及びその付き添い者				
地区名		上田代地区	下田代地区	合計
避難者数 (令和4年12月1日現在)		32	20	52
うち避難行動要支援者の 目安*		2	0	2
うち外国人等の数 (令和4年12月1日現在)		0	0	0

6 一時集合場所、避難施設				
6-1 一時集合場所（自家用車による避難が困難な場合）				
避難対象地域	上田代地区	下田代地区		
一時集合場所名	田代地区多目的集会施設	下田代集会所		
所在地	砂子又字大川目 25-1	猿ヶ森字稻荷林 4		
連絡先（電話等）	0175-48-2388	—		
連絡担当者	防災安全課	防災安全課		
一時集合場所への交通手段	徒歩	徒歩		
その他留意事項等	災害により一時集合場所が被災する可能性がある、または被災により使用できない場合は再検討する。			
6-2 避難施設				
避難先市町村	青森市			
避難施設名	ゆーさ浅虫			
所在地	青森市大字浅虫字蛸谷 341-19			
収容可能人数（人）	240人			
連絡先（電話等）	017-737-5151			
連絡担当者				
その他留意事項等				
7 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ <u>自家用車</u> ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細 （バスについて）	種類（車種等）	バス（定員40名とした場合）		
	台数	上田代・下田代地区：1台（約2名） ※砂子又地区も同乗		
	輸送可能人数	最大40人（定員40名とした場合）		
	連絡先	下北交通(株)むつ営業所：0175-23-3111 (株)尻屋観光本社：0175-28-5555		
輸送力配分の考え方	避難行動要支援者の数でバスの必要台数目安を積算			
その他の避難手段	避難行動要支援者	自家用車の乗合、バス、福祉車両等		
	その他（入院患者等）	医療機関ごとの車両、またはバス等		
8 避難経路				
避難に使用する道路	国道338号線→国道279号線→国道4号線→青森市へ			
交通規制	実施担当機関	むつ警察署等		
	規制場所	国道338号線原子力発電所周辺、青森県道7号むつ東通線の近川入口など		

その他留意事項等			
9 避難誘導方法			
地区名		上田代・下田代地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	地区ごと	
	交通手段	徒歩	
	一時集合場所	6-1 参照	
	集合時間	月 日 :	
	その他（誘導責任者等）	-	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	地区ごと	
	輸送手段	自家用車及びバス	
	避難経路	8 参照	
	避難先市町村	青森市	
	避難施設	ゆーさ浅虫	
	避難開始予定日時	月 日 :	月 日 :
	避難完了予定日時	月 日 :	月 日 :
	スクリーニングポイント		
	その他（誘導責任者等）	-	
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	地区ごと	
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者名簿個別計画（策定中）を参考に対策を検討する。	
	輸送手段	自家用車の乗合、バス、福祉車両等	
	避難経路	8 参照	
	避難先市町村	青森市	
	避難施設	ゆーさ浅虫	
	避難開始予定日時	月 日 :	月 日 :
	避難完了予定日時	月 日 :	月 日 :
	その他留意事項等		
10 対応要員の配置計画			
配置場所	各地区の一時集合場所		
人数	村職員 2 名程度		
担当業務	広報活動及び住民の避難誘導		
連絡先	-		

11 残留者への対応	
確認対象地区	各地区
確認者	村職員、消防団等
確認開始予定日時	
確認終了予定日時	
確認方法	地区内への広報及び見回り
12 安定ヨウ素剤の予防服用	
安定ヨウ素剤予防服用の指示の有無	予防服用の指示有り ・ 予防服用の指示無し
安定ヨウ素剤の配布の有無	配布を受けた（有） ・ 配布を受けていない（無）
安定ヨウ素剤の配布（予定）場所	有の場合 無の場合
安定ヨウ素剤服用時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が決定した方針に従い、または村の独自の判断により、直ちに服用できるよう、県と連携し、事前配布も含めた必要な措置を講じる。</li> <li>・ 今後、国による検討結果も踏まえて随時見直しを行うものとする。</li> </ul>
13 避難誘導時の食料の支給	
食事時間	
食事場所	
提供する食事の種類	・ 避難住民への水・食料の支給については予め関係者間において協議する。
実施担当部署	健康福祉課
連絡先	0175-28-5800
14 避難時の留意事項（住民への伝達事項）	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時には貴重品や身分証明書、最小限の着替えや服用中の薬などを携行すること。</li> <li>・ 服装は、長袖の上着、ズボン、帽子、手袋、マスクなどを身につけできるだけ皮膚の露出を避けること。</li> <li>・ 隣近所に声を掛け合い助けあって避難すること。</li> <li>・ 家畜やペットについて、可能であれば長期の餌・水などを与えてよいが、人の避難が最優先であること。救助については、避難後に行政等の指示に従うこと。</li> <li>・ 可能な場合は2日分程度の食料を持って避難すること。</li> </ul>
時期等の特性	
15 誘導時の留意事項（職員等用）	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は冷静に行動し、住民の安全の確保や適切な情報伝達に努めること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災服や腕章等により、立場や役割を明確にすること。</li> <li>・ 住民にわかりやすく状況を説明し、無用な不安を与えないこと。</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導中、定期的に測定し、測定結果を避難住民に伝えるとともに、対策本部にも連絡し、情報共有を図る。また、住民に伝える際には、わかりやすい説明を心がけ、無用な不安を与えないこと。</li> </ul>
16 その他	
避難実施計画の住民への伝達方法	防災行政無線、広報車等を活用する。
避難実施計画の伝達先	別添配布先一覧
職員間の連絡先	別添電話番号表一覧
17 緊急時連絡先	
災害対策本部	電話： FAX：

#### 附属書類

- 1 「避難単位毎の避難施設」
- 2 「電話番号表一覧」
- 3 「伝達先一覧表」